

令和元年5月8日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官
平成30年(ネ)第2361号 不当利得返還請求控訴事件
平成31年(ネ)第367号 同附帯控訴事件
原審・大阪地方裁判所平成30年(ワ)第81号
口頭弁論終結日 平成31年3月1日

判 決

東京都新宿区新宿6丁目27番30号

控訴人兼附帯被控訴人(被告) C F J 合同会社
(以下「控訴人」という。)

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同代表社員職務執行者 浅 野 俊 昭

同訴訟代理人支配人 大 國 一 也

被控訴人兼附帯控訴人(原告)
(以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 西 尾 剛

主 文

- 1 控訴人の本件控訴を棄却する。
- 2(1) 被控訴人の附帯控訴に基づき原判決主文第1項を次のとおり変更する。
 - (2) 控訴人は、被控訴人に対し、77万7808円及びこれに対する平成30年2月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ控訴人の負担とする。
- 4 この判決は第2項(2)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴について

(1) 控訴人

ア 原判決を次のとおり変更する。

イ 控訴人は、被控訴人に対し、57万9503円及びこれに対する平成30年2月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被控訴人のその余の請求を棄却する。

(2) 被控訴人

本件控訴を棄却する。

2 附帯控訴について

(1) 被控訴人（請求の拡張）

控訴人は、被控訴人に対し、74円及びこれに対する平成30年2月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え（被控訴人は、当審において、原審における77万7734円及びこれに対する平成30年2月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める不当利得返還請求を、上記金額の限度で拡張し、主文第2項(2)のとおり判決を求めた。）。

(2) 控訴人

被控訴人の当審における拡張請求を棄却する。

第2 事案の概要

（以下において略語は原判決の例による。）

本件は、被控訴人が、平成14年9月11日、アエルとの間で、第1の基本契約（過払金充当合意を含むもの。）を締結した上で、金銭の借入れと弁済を繰り返し、また、平成15年10月6日、アエルから被控訴人に対する貸付金債権を譲り受けた控訴人との間で、第2の基本契約（過払金充当合意を含むもの。）を締結した上で、金銭の借入れと弁済を繰り返していたところ、これら

が1個の連続した取引であり、控訴人が過払金の受領につき悪意の受益者であるから、利息制限法所定の利息の範囲で引直しをすると、平成30年2月21日までに、過払金77万7734円が生じていると主張して、不当利得返還請求権に基づき、控訴人に対し、同額及びこれに対する同月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による同法704条所定の法定利息の支払を求めた事案である。

原審は、被控訴人の請求に理由があるものと認めて認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴し、被控訴人が利息制限法所定の利息の範囲とする引直しに違算があったとして附帯控訴をして請求を拡張した。

1 前提事実

前提事実は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の2（2頁8行目～7頁15行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 3頁7行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「(3) 被控訴人は、平成15年9月26日、控訴人に対し、第1取引に基づく残債務の弁済として3万円を弁済し、控訴人が、このうち1万1443円を約定利息に充当し、残金1万8557円を元金部分に充当した結果、約定利息計算に基づく第1取引の残元金は47万4690円となった。」

(2) 3頁8行目の「(3)ア」を「(4)ア」に改める。

(3) 3頁26行目の「第1取引の未収利息3797円」を「第1取引について元金47万4690円に対する平成15年9月27日から同年10月6日までの未収利息3797円」に改める。

(4) 4頁3行目の「原告」を「控訴人」に、「被告」を「被控訴人」にそれぞれ改める。

(5) 4頁22行目の「(4)ア」を「(5)ア」に、6頁4行目の「(5)」を「(6)」に、同頁7行目の「(6)」を「(7)」に、同頁9行目の「(7)ア」を「(8)ア」にそれ

ぞれ改める。

- (6) 6頁16行目から同頁18行目にかけての「別紙計算書1のとおり、第1取引と第2取引を通じて、平成30年2月21日の時点で77万7734円の過払金が生じている計算になる」を「控訴審別紙計算書のとおり、第1取引と第2取引を通じて、平成30年2月21日の時点で77万7808円の過払金が生じている計算になる（なお、前記(5)セのとおり、控訴人は被控訴人が約定弁済日の弁済を6日以上遅滞した場合である前記(5)のエ、キ及びケに限って遅延損害金の請求をしていたものであるが、控訴審別紙計算のとおり、同キ及びケの時点では貸金残元金は過払状態であったことが認められるから、これらの時点における遅滞によって遅延損害金は発生していない。）」に改める。

- 2 争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の3（7頁17行目～9頁18行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 7頁17行目の冒頭に次のとおり加え、その末尾を改行する。

〔(1) 第2取引の第1回目の貸付けは、控訴人主張に係る貸付額全額について有効に成立しているか（争点1）

（被控訴人の主張）

第2取引の第1回目の貸付けは、第1取引の旧債務中、残元金部分を目的としてされたものであり、また、被控訴人に経理上の処理だけで済まされ、現実の現金交付をされていない。その実質は準消費貸借契約であるところ、第2取引の第1回目の貸付当時、第1取引の残高は利息制限法所定の利息の範囲で引直しをすると42万1367円であるから、第2取引の第1回目の貸付けは、この額を超える部分が無効である。

したがって、これにより第2取引について利息制限法所定の利息の範囲で引直しをすると、その計算結果は、第1取引と第2取引を連続した

1個の取引として利息制限法所定の利息の範囲で引直しをした計算結果と同じであり、平成30年2月21日の時点で77万7808円の過払金が生じている。

(控訴人の主張)

第2取引の第1回目の貸付けは、貸付額47万4690円全額について消費貸借契約が成立しており、被控訴人に、その経済的利益の移転があつて要物性も充足している。

- (2) 7頁17行目の「(1)」を「(2)」に、同行目の「(争点1)」を「(争点2)」に、8頁16行目の「(2)」を「(3)」に、同頁21行目の「(争点2)」を「(争点3)」に、9頁14行目の「(3)」を「(4)」に、同行目の「(争点3)」を「(争点4)」に、それぞれ改める。

第3 裁判所の判断

- 1 裁判所の判断は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の1ないし3(9頁20行目～13頁16行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 9頁20行目の冒頭から11頁14行目の末尾までを次のとおり改める。

「1 争点1(第2取引の第1回目の貸付けは、控訴人主張に係る貸付額全額について有効に成立しているか)について

- (1) 控訴人が、平成15年9月19日、アエルから、第1取引に係る貸付金債権を確定的に譲り受け、同日頃、被控訴人に対し、上記貸付金債権をアエルから譲り受けた旨を通知し、その際、被控訴人に対し、第1取引の弁済については、アエルに対して行うのではなく、控訴人に対して行うように、また、控訴人との間の継続的な金銭消費貸借を希望するのであれば、控訴人に対して申込みをするように案内したところ(前提事実(2)ア、イ)、被控訴人から継続的な金銭消費貸借の申込みがあり、控訴人と被控訴人との間では、同年10月6日付けの第

2基本契約が締結され、第2取引が開始されている（前提事実(4)ア～オ）。そして、第2取引の第1回目の貸付けは、第2取引の基本契約書作成前にされているが、その金額は、同貸付けがされた平成15年10月6日当時の第1取引の残債務47万8487円（約定利息計算に基づく残元金47万4690円、既発生の約定利息3797円）のうち残元金の額に相当する47万4690円である（前提事実(4)イ）。

(2) 控訴人は、この第2取引の第1回目の貸付けは消費貸借であると主張し、その上で、第1取引と第2取引とが1個の連続した取引ではないと争っている。

しかし、そもそも、この貸付けは、第2取引の継続的な金銭消費貸借に基づいて行われたものとされているが、その基本契約書が作成される前に実行されており、被控訴人に対する現実の金銭交付を伴っていないものである。そして、控訴人においては、その貸付金を上記第1取引の残債務のうち元金部分に充当し、未収となった第1取引についての既発生の約定利息を第2取引の未収利息に計上する扱いをすることでアエルから譲り受けた債権（第1取引による債権）が消滅した扱いとしているが、借主である被控訴人が、第1取引における既存債務の額からあえて既発生の約定利息相当額を残した借入れを第2取引として積極的に申し込むとも考えにくいし、また、第1取引の既発生の約定利息を第2取引の未収利息に計上するという特殊な処理を被控訴人が望んだとは考えにくく、かといって、控訴人からそのような処理をした理由について合理的な説明が被控訴人に対してされていた経過は認められない（被控訴人との間で、そのような処理をする旨の合意があったとの控訴人の主張は採用できない。）。

これらの事実関係によれば、現実の金銭交付を伴わない第2取引

の第1回目の貸付けは、被控訴人による継続的な金銭消費貸借の申込みが契機となってされた貸付けではあるが、それ自体は、第2取引を開始するに当たり、被控訴人に対するアエルからの譲受債権（第1取引による債権）を弁済された扱いとし、これにより、被控訴人との間の金銭消費貸借取引を第2取引にまとめる目的でしたものと推認するのが相当である（第1取引の既発生の約定利息を第2取引の未収利息とした処理は、金銭消費貸借取引を第2取引にまとめるに当たり、第1取引の既発生の約定利息をも第2取引による新規貸付けの対象に含めると、その部分で重利の問題が生じることから、これを避けるためにした処理と理解できる。）。

そうすると、第2取引の第1回目の貸付けは、実質的には、旧債務を新たな消費貸借の債務とすることを目的としてされた貸付けであって、法的には、第1取引の旧債務を目的としてされた準消費貸借と解するのが相当である。

(3) ところで、第1取引を利息制限法所定の利息の範囲で引直しをすると、第2取引の第1回目の貸付け当時、第1取引の残高は42万1367円であるから、第1取引の旧債務を目的とする準消費貸借である第2取引の第1回目の貸付けは、この額の限度で成立し、これを超える部分が無効であるということになる（最高裁判所第1小法廷昭和55年1月24日判決・集民129号81頁，129号91頁）。

そこで、これを前提に、第2取引を利息制限法所定の利息の範囲で引直しをすると、第2取引の第1回目の貸付額が42万1367円であるから、結局、その計算結果は、第1取引と第2取引が不可分の1個の連続した取引であり、過払金充当合意があるものとして計算した結果と一致する（なお、第1取引の残債務は、第2取引の第1回目の貸付けで消滅する。）。

(2) 11頁15行目の「争点2」を「争点3」に、13頁6行目の「争点3」を「争点4」にそれぞれ改める。

2 以上によれば、①第2取引の第1回目の貸付けは、第1取引を利息制限法所定の利息の範囲で引直しをした42万1367円の限度で有効であり（前記1(3)）、②被控訴人が約定弁済日の弁済を怠っても、6日未満の遅滞である場合には、控訴人は、その弁済を受けた日に、被控訴人に対し、同日までの遅延損害金を免除するとともに、期限の利益を再付与し（又は期限の利益喪失を宥恕し）、また、6日以上遅滞である場合にも、控訴人は、その弁済を受けた日に、被控訴人に対し、期限の利益を再付与した（又は期限の利益喪失を宥恕した）のであり（補正の上引用した原判決の「事実及び理由」の第3の2(2)）、③控訴人は、過払金の受領について、悪意の受益者に当たるといふのであるから（補正の上引用した原判決の「事実及び理由」の第3の3）、これらを前提に、利息制限法所定の利息の範囲で引直しをすると、補正の上引用した前提事実(8)アのとおり、平成30年2月21日の時点で77万7808円の過払金が生じている計算になる（なお、補正の上引用した原判決の「事実及び理由」の第3の1(3)のとおり、第2取引の第1回目の貸付額を42万1367円として利息制限法所定の利息の範囲で引直しをした計算結果は、第1取引と第2取引を連続した1個の取引であり、過払金充当合意があるとして利息制限法所定の利息の範囲で引直しをした計算結果と同じである。また、上記引直しによれば、前提事実(5)キ、ケの各弁済の時点で、既に過払金が生じている計算になることから、上記各弁済については、6日以上遅滞が生じているけれども、遅延損害金が発生することにはならない。）。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は、当審における附帯控訴に基づく拡張請求を含め全て理由があるから、原審における請求を認容した原判決は相当である。そうすると、控訴人による本件控訴は理由がないから、これを棄却すべき

であり、また、被控訴人による附帯控訴に基づく拡張請求は、これを認容することとして、原判決の主文第1項を、主文第2項(2)のとおり変更することとし、民訴法67条、61条を適用して訴訟費用は第1、2審を通じ控訴人の負担とし、また、同法310条を適用して請求認容部分につき仮執行宣言を付するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官

木 納 敏 和

裁判官

森 崎 英 二

裁判官

安 田 大 二 郎

計 算 書

業者名 CFJ合同会社

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	遅延利率	利息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H14.09.11	300,000				18%		0			300,000	0	0	0
H14.09.30		15,000	19		18%		2,810	0	12,190	287,810	0	0	0
H14.10.25		15,000	25		18%		3,548	0	11,452	276,358	0	0	0
H14.11.25		15,000	31		18%		4,224	0	10,776	265,582	0	0	0
H14.12.05	220,000		10		18%		1,309	0	0	485,582	1,309	0	0
H14.12.26		25,000	21		18%		5,028	0	18,663	466,919	0	0	0
H15.01.24		25,000	29		18%		6,677	0	18,323	448,596	0	0	0
H15.02.19	30,000		26		18%		5,751	0	0	478,596	5,751	0	0
H15.02.26		30,000	7		18%		1,652	0	22,597	455,999	0	0	0
H15.03.25		40,000	27		18%		6,071	0	33,929	422,070	0	0	0
H15.04.25		30,000	31		18%		6,452	0	23,548	398,522	0	0	0
H15.05.01	70,000		6		18%		1,179	0	0	468,522	1,179	0	0
H15.05.27		30,000	26		18%		6,007	0	22,814	445,708	0	0	0
H15.06.25		30,000	29		18%		6,374	0	23,626	422,082	0	0	0
H15.07.28		30,000	33		18%		6,868	0	23,132	398,950	0	0	0
H15.08.25		30,000	28		18%		5,508	0	24,492	374,458	0	0	0
H15.08.28	70,000		3		18%		553	0	0	444,458	553	0	0
H15.09.26		30,000	29		18%		6,356	0	23,091	421,367	0	0	0
H15.10.06		474,690	10		18%		0	0	474,690	-53,323	0	0	0
H15.10.08	474,690		0		0%		0	0	0	421,367	0	0	0
H15.10.07	69,310		1		18%		0	0	0	490,677	0	0	0
H15.10.27		17,000	20		18%		7,123	0	9,877	480,800	0	0	0
H15.11.26		20,000	30		18%		7,113	0	12,887	467,913	0	0	0
H15.12.25		30,000	29		18%		6,691	0	23,309	444,604	0	0	0
H15.12.26	28,000		1		18%		219	0	0	472,604	219	0	0
H15.12.30		30,000	4		18%		932	0	28,849	443,755	0	0	0
H15.12.31			1		18%		218	0	0	443,755	218	0	0
H16.01.09	25,000		9		18%		1,964	0	0	468,755	2,182	0	0
H16.01.27		30,000	18		18%		4,149	0	23,669	445,086	0	0	0
H16.02.19	20,000		23		18%		5,034	0	0	465,086	5,034	0	0
H16.02.25		20,000	6		18%		1,372	0	13,594	451,492	0	0	0
H16.03.29		30,000	33		18%		7,327	0	22,673	428,819	0	0	0
H16.03.29	25,000		0		18%		0	0	0	453,819	0	0	0
H16.04.06	100,000		8		18%		1,785	0	0	553,819	1,785	0	0
H16.04.27		40,000	21		18%		5,719	0	32,496	521,323	0	0	0
H16.04.27	25,000		0		18%		0	0	0	546,323	0	0	0
H16.05.26		40,000	29		18%		7,791	0	32,209	514,114	0	0	0
H16.06.02		20,000	7		18%		1,769	0	18,231	495,883	0	0	0
H16.06.02	40,000		0		18%		0	0	0	535,883	0	0	0
H16.06.28		30,000	26		18%		6,852	0	23,148	512,735	0	0	0
H16.06.28	20,000		0		18%		0	0	0	532,735	0	0	0
H16.07.27		30,000	29		18%		7,598	0	22,402	510,333	0	0	0
H16.08.18	15,000		22		18%		5,521	0	0	525,333	5,521	0	0
H16.08.30		47,000	12		18%		3,100	0	38,379	486,954	0	0	0
H16.08.30	30,000		0		18%		0	0	0	516,954	0	0	0
H16.09.28		42,000	29		18%		7,372	0	34,628	482,326	0	0	0
H16.09.28	27,000		0		18%		0	0	0	509,326	0	0	0
H16.10.09	180,000		11		18%		2,755	0	0	689,326	2,755	0	0
H16.10.17	10,000		8		18%		2,712	0	0	699,326	5,467	0	0
H16.10.17	10,000		0		18%		0	0	0	709,326	5,467	0	0
H16.10.28		30,000	11		18%		3,837	0	20,696	688,630	0	0	0
H16.10.28	11,000		0		18%		0	0	0	699,630	0	0	0
H16.11.29		30,000	32		18%		11,010	0	18,990	680,640	0	0	0
H16.12.27		30,000	28		18%		9,372	0	20,628	660,012	0	0	0
H16.12.31			4		18%		1,298	0	0	660,012	1,298	0	0

計 算 書

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	遅延 利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	返払金の 利息(5%)	返払利息の 元本充当額
H17.01.06	20,000		6		18%		1,952	0	0	680,012	3,250	0	0
H17.01.27		30,000	21		18%		7,042	0	19,708	660,304	0	0	0
H17.02.25		30,000	29		18%		9,443	0	20,557	639,747	0	0	0
H17.03.28		30,000	31		18%		9,780	0	20,220	619,527	0	0	0
H17.04.04	29,000		7		18%		2,138	0	0	648,527	2,138	0	0
H17.04.17	50,000		13		18%		4,157	0	0	698,527	6,295	0	0
H17.04.28		30,000	11		18%		3,789	0	19,916	678,611	0	0	0
H17.04.28	9,000		0		18%		0	0	0	687,611	0	0	0
H17.05.30		30,000	32		18%		10,851	0	19,149	668,462	0	0	0
H17.06.03	7,000		4		18%		1,318	0	0	675,462	1,318	0	0
H17.06.28		30,000	25		18%		8,327	0	20,355	655,107	0	0	0
H17.06.28	10,000		0		18%		0	0	0	665,107	0	0	0
H17.07.27		32,000	29		18%		9,511	0	22,489	642,618	0	0	0
H17.08.29		32,000	33		18%		10,457	0	21,543	621,075	0	0	0
H17.08.29	20,000		0		18%		0	0	0	641,075	0	0	0
H17.09.27		40,000	29		18%		9,168	0	30,832	610,243	0	0	0
H17.10.27		32,000	30		18%		9,028	0	22,972	587,271	0	0	0
H17.10.27	30,000		0		18%		0	0	0	617,271	0	0	0
H17.11.28		40,000	32		18%		9,741	0	30,259	587,012	0	0	0
H17.11.28	17,000		0		18%		0	0	0	604,012	0	0	0
H17.12.27		40,000	29		18%		8,638	0	31,362	572,650	0	0	0
H17.12.27	19,000		0		18%		0	0	0	591,650	0	0	0
H18.01.28		40,000	32		18%		9,336	0	30,664	560,986	0	0	0
H18.01.28	17,000		0		18%		0	0	0	577,986	0	0	0
H18.02.27		40,000	30		18%		8,551	0	31,449	546,537	0	0	0
H18.02.27	19,000		0		18%		0	0	0	565,537	0	0	0
H18.03.29		39,000	30		18%		8,366	0	30,634	534,903	0	0	0
H18.03.29	17,000		0		18%		0	0	0	551,903	0	0	0
H18.04.30		40,000	32		18%		8,709	0	31,291	520,612	0	0	0
H18.04.30	17,000		0		18%		0	0	0	537,612	0	0	0
H18.06.01		40,000	32		18%		8,483	0	31,517	506,095	0	0	0
H18.06.29		40,000	28		18%		6,988	0	33,012	473,083	0	0	0
H18.06.29	38,000		0		18%		0	0	0	511,083	0	0	0
H18.08.01		40,000	33		18%		8,317	0	31,683	479,400	0	0	0
H18.08.05	16,000		4		18%		945	0	0	495,400	945	0	0
H18.08.31		30,000	26		18%		6,351	0	22,704	472,696	0	0	0
H18.09.02	9,000		2		18%		466	0	0	481,696	466	0	0
H18.10.01		30,000	29		18%		6,888	0	22,646	459,050	0	0	0
H18.10.01	8,000		0		18%		0	0	0	467,050	0	0	0
H18.10.31		28,000	30		18%		6,909	0	21,091	445,959	0	0	0
H18.10.31	6,000		0		18%		0	0	0	451,959	0	0	0
H18.11.30		30,000	30		18%		6,686	0	23,314	428,645	0	0	0
H18.12.30		30,000	30		18%		6,341	0	23,659	404,986	0	0	0
H18.12.30	17,000		0		18%		0	0	0	421,986	0	0	0
H19.01.31		30,000	32		18%		6,659	0	23,341	398,645	0	0	0
H19.02.27		30,000	27		18%		5,307	0	24,693	373,952	0	0	0
H19.02.27	18,000		0		18%		0	0	0	391,952	0	0	0
H19.04.02		30,000	34		18%		6,571	0	23,429	368,523	0	0	0
H19.04.02	6,000		0		18%		0	0	0	374,523	0	0	0
H19.05.02		30,000	30		18%		5,540	0	24,460	350,063	0	0	0
H19.05.05	9,000		3		18%		517	0	0	359,063	517	0	0
H19.05.30		30,000	25		18%		4,426	0	25,057	334,006	0	0	0
H19.05.30	10,000		0		18%		0	0	0	344,006	0	0	0
H19.07.02		28,000	33		18%		5,598	0	22,402	321,604	0	0	0
H19.07.02	4,000		0		18%		0	0	0	325,604	0	0	0
H19.08.03		30,000	32		18%		5,138	0	24,862	300,742	0	0	0
H19.08.07	7,000		4		18%		593	0	0	307,742	593	0	0

計 算 書

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	遅延 利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H19.08.31		30,000	24		18%		3,642	0	25,765	281,977	0	0	0
H19.09.07	10,000		7		18%		973	0	0	291,977	973	0	0
H19.10.05		30,000	28		18%		4,031	0	24,996	266,981	0	0	0
H19.10.05	5,000		0		18%		0	0	0	271,981	0	0	0
H19.11.05		28,000	31		18%		4,157	0	23,843	248,138	0	0	0
H19.11.05	6,000		0		18%		0	0	0	254,138	0	0	0
H19.12.13		28,000	27	11	18%	26.28%	3,383	2,012	22,605	231,533	0	0	0
H19.12.26		30,000	13		18%		1,484	0	28,516	203,017	0	0	0
H19.12.31	20,000		5		18%		500	0	0	223,017	500	0	0
H19.12.31			0		18%		0	0	0	223,017	500	0	0
H20.02.06		30,000	37		18%		4,058	0	25,442	197,575	0	0	0
H20.03.02		30,000	25		18%		2,429	0	27,571	170,004	0	0	0
H20.03.05	14,000		3		18%		250	0	0	184,004	250	0	0
H20.03.28		30,000	23		18%		2,081	0	27,669	156,335	0	0	0
H20.04.01	10,000		4		18%		307	0	0	166,335	307	0	0
H20.04.27		30,000	26		18%		2,126	0	27,567	138,768	0	0	0
H20.04.27	10,000		0		18%		0	0	0	148,768	0	0	0
H20.06.01		30,000	35		18%		2,560	0	27,440	121,328	0	0	0
H20.06.19	5,000		18		18%		1,074	0	0	126,328	1,074	0	0
H20.07.01		30,000	12		18%		745	0	28,181	98,147	0	0	0
H20.07.04	8,000		3		18%		144	0	0	106,147	144	0	0
H20.07.30		30,000	26		18%		1,357	0	28,499	77,648	0	0	0
H20.09.02		30,000	34		18%		1,298	0	28,702	48,946	0	0	0
H20.09.02	10,000		0		18%		0	0	0	58,946	0	0	0
H20.10.01		30,000	29		18%		840	0	29,160	29,786	0	0	0
H20.10.01	10,000		0		18%		0	0	0	39,786	0	0	0
H20.11.06		30,000	36		18%		704	0	29,296	10,490	0	0	0
H20.11.27		30,000	21		18%		108	0	29,892	-19,402	0	0	0
H20.11.27	20,000		0		0%		0	0	0	598	0	0	0
H20.12.27		30,000	30		18%		8	0	29,992	-29,394	0	0	0
H20.12.27	10,000		0		0%		0	0	0	-19,394	0	0	0
H20.12.31			4		0%		0	0	0	-19,394	0	10	0
H21.01.27		30,000	27		0%		0	0	30,000	-49,394	0	71	0
H21.02.14	10,000		18		0%		0	0	0	-39,596	0	121	202
H21.02.26		30,000	12		0%		0	0	30,000	-69,596	0	65	0
H21.03.28		28,000	30		0%		0	0	28,000	-97,596	0	286	0
H21.05.08		30,000	41		0%		0	0	30,000	-127,596	0	548	0
H21.06.05		27,000	28		0%		0	0	27,000	-154,596	0	489	0
H21.07.08		30,000	33		0%		0	0	30,000	-184,596	0	698	0
H21.07.28		30,000	20		0%		0	0	30,000	-214,596	0	505	0
H21.08.28		26,000	31		0%		0	0	26,000	-240,596	0	911	0
H21.09.27		25,000	30		0%		0	0	25,000	-265,596	0	988	0
H21.10.04		1,000	7		0%		0	0	1,000	-266,596	0	254	0
H21.10.30		26,000	26		0%		0	0	26,000	-292,596	0	949	0
H21.11.28		26,000	29		0%		0	0	26,000	-318,596	0	1,162	0
H21.12.28		26,000	30		0%		0	0	26,000	-344,596	0	1,309	0
H22.01.30		26,000	33		0%		0	0	26,000	-370,596	0	1,557	0
H22.02.28		30,000	29		0%		0	0	30,000	-400,596	0	1,472	0
H22.04.03		10,000	34		0%		0	0	10,000	-410,596	0	1,865	0
H22.04.06		15,000	3		0%		0	0	15,000	-425,596	0	168	0
H22.04.27		25,000	21		0%		0	0	25,000	-450,596	0	1,224	0
H22.05.27		25,000	30		0%		0	0	25,000	-475,596	0	1,851	0
H22.07.01		24,000	35		0%		0	0	24,000	-499,596	0	2,280	0
H22.07.28		25,000	27		0%		0	0	25,000	-524,596	0	1,847	0
H22.08.28		24,000	31		0%		0	0	24,000	-548,596	0	2,227	0
H22.10.07		24,000	40		0%		0	0	24,000	-572,596	0	3,006	0
H22.11.04		24,000	28		0%		0	0	24,000	-596,596	0	2,196	0

計 算 書

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	遅延 利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H22.11.29		24,000	25		0%		0	0	24,000	-620,596	0	2,043	0
H22.12.27		25,000	28		0%		0	0	25,000	-645,596	0	2,380	0
H23.01.27		25,000	31		0%		0	0	25,000	-670,596	0	2,741	0
H23.02.25		24,000	29		0%		0	0	24,000	-694,596	0	2,664	0
H23.03.27		24,000	30		0%		0	0	24,000	-718,596	0	2,854	0
H23.04.27		24,000	31		0%		0	0	24,000	-742,596	0	3,051	0
H23.05.27		25,000	30		0%		0	0	25,000	-767,596	0	3,051	0
H23.06.27		24,000	31		0%		0	0	24,000	-791,596	0	3,259	0
H23.07.27		22,000	30		0%		0	0	22,000	-813,596	0	3,253	0
H23.08.27		22,000	31		0%		0	0	22,000	-835,596	0	3,454	0
H23.09.27		22,000	31		0%		0	0	22,000	-857,596	0	3,548	0
H23.10.27		22,000	30		0%		0	0	22,000	-879,596	0	3,524	0
H23.11.26		21,000	30		0%		0	0	21,000	-900,596	0	3,614	0
H23.12.27		22,000	31		0%		0	0	22,000	-922,596	0	3,824	0
H23.12.31			4		0%		0	0	0	-922,596	0	505	0
H24.01.27		22,000	27		0%		0	0	22,000	-944,596	0	3,403	0
H24.02.25		22,000	29		0%		0	0	22,000	-966,596	0	3,742	0
H24.03.28		22,000	32		0%		0	0	22,000	-988,596	0	4,225	0
H24.04.27		22,000	30		0%		0	0	22,000	-1,010,596	0	4,051	0
H24.05.27		22,000	30		0%		0	0	22,000	-1,032,596	0	4,141	0
H24.06.26		22,000	30		0%		0	0	22,000	-1,054,596	0	4,231	0
H24.07.27		22,000	31		0%		0	0	22,000	-1,076,596	0	4,466	0
H24.08.26		22,000	30		0%		0	0	22,000	-1,098,596	0	4,412	0
H24.09.26		22,000	31		0%		0	0	22,000	-1,120,596	0	4,652	0
H24.10.28		22,000	32		0%		0	0	22,000	-1,142,596	0	4,898	0
H24.11.27		30,000	30		0%		0	0	30,000	-1,172,596	0	4,682	0
H24.12.27		30,000	30		0%		0	0	30,000	-1,202,596	0	4,805	0
H24.12.31			4		0%		0	0	0	-1,202,596	0	657	0
H25.01.27		30,000	27		0%		0	0	30,000	-1,232,596	0	4,447	0
H25.02.25		30,000	29		0%		0	0	30,000	-1,262,596	0	4,896	0
H25.03.27		30,000	30		0%		0	0	30,000	-1,292,596	0	5,188	0
H25.04.26		30,000	30		0%		0	0	30,000	-1,322,596	0	5,312	0
H25.05.27		30,000	31		0%		0	0	30,000	-1,352,596	0	5,616	0
H25.06.26		30,000	30		0%		0	0	30,000	-1,382,596	0	5,558	0
H25.07.27		30,000	31		0%		0	0	30,000	-1,412,596	0	5,871	0
H25.08.27		30,000	31		0%		0	0	30,000	-1,442,596	0	5,998	0
H25.09.27		30,000	31		0%		0	0	30,000	-1,472,596	0	6,126	0
H25.10.27		31,000	30		0%		0	0	31,000	-1,503,596	0	6,051	0
H25.11.27		30,000	31		0%		0	0	30,000	-1,533,596	0	6,385	0
H25.12.27		30,000	30		0%		0	0	30,000	-1,563,596	0	6,302	0
H26.01.27		30,000	31		0%		0	0	30,000	-1,593,596	0	6,639	0
H26.02.26		30,000	30		0%		0	0	30,000	-1,623,596	0	6,549	0
H26.03.27		30,000	29		0%		0	0	30,000	-1,653,596	0	6,449	0
H26.04.26		30,000	30		0%		0	0	30,000	-1,683,596	0	6,795	0
H26.05.27		40,000	31		0%		0	0	40,000	-1,723,596	0	7,149	0
H26.06.27		40,000	31		0%		0	0	40,000	-1,763,596	0	7,319	0
H26.07.27		220,000	30		0%		0	0	220,000	-1,983,596	0	7,247	0
H27.12.31			522		0%		0	0	0	-1,983,596	0	141,840	0
H28.12.31			366		0%		0	0	0	-1,983,596	0	99,179	0
H30.02.21	1,800,000		417		0%		0	0	0	-777,808	0	113,309	594,212
												未充当計	0

-777,808

COPY

COPY

これは正本である。

令和元年5月8日

大阪高等裁判所第13民事部

裁判所書記官 篠田

洋



COPY

COPY

COPY

COPY